

農業者の皆さんへ

清瀬市農業委員会からのお知らせ（No.23）

令和3年3月 編集・発行 清瀬市農業委員会

事務局：清瀬市中里5-842

042-492-5111(代)(内線：242)

期限迫る！

平成4年・5年に
指定された生産緑地

令和3年9月30日

特定生産緑地申請

平成4年・5年に指定された生産緑地
が30年を経過しようとしています。

特定生産緑地に指定しない場合は、
「固定資産税が段階的(5年間)に宅地
並み課税になる。」「相続が発生した際
に相続税納税猶予制度の適用が受け
られない。」などの制約がございます。

すでに特定生産緑地の申請に必要な
書類は送付されておりますが、申請が
お済みでない方は至急ご対応ください。

2面に申請についての記事を掲載し
ておりますので必ずご確認ください。



特定生産緑地の申請は 令和3年9月30日までに

令和2年1月6日から、平成4年、5年に指定された生産緑地を対象に、特定生産緑地の申請を受け付けております。申請期限は令和3年9月30日となっておりますので、お早めの申請をお願いします。

なお、一部指定されている生産緑地を特定生産緑地に指定するためには、土地の分筆が必要となります。土地を分筆するには相当の期間を要する場合もありますので、ご注意ください。

申請先は、清瀬市役所3階まちづくり課※です。申請書類は、令和元年12月に送付しておりますが、お手元にない方は、まちづくり課※までお問い合わせください。

◆ 特定生産緑地指定申請に係る必要書類

| | 必要書類 | 備考 |
|---|--------------------------|---|
| 1 | 特定生産緑地指定申請兼農地等利害関係人同意確認書 | <ul style="list-style-type: none">申請は所有者名で行ってください。農地等利害関係人がいる場合は、同意欄にも記入・押印が必要です。 |
| 2 | 案内図 | <ul style="list-style-type: none">住宅地図等で農地の位置がわかるもの |
| 3 | 土地登記事項証明書 | <ul style="list-style-type: none">3ヶ月以内に交付されたものに限ります。法務局より取得（インターネットの登記情報提供サービスは不可） |
| 4 | 公図の写し | <ul style="list-style-type: none">3ヶ月以内に交付されたものに限ります。法務局より取得（インターネットの登記情報提供サービスは不可） |
| 5 | 印鑑登録証明書 | <ul style="list-style-type: none">3ヶ月以内に交付されたものに限ります。印鑑登録をしている自治体より取得農地等利害関係人がいる場合は、全員分必要です |
| 6 | 委任状 | <ul style="list-style-type: none">代理人が申請する場合のみ添付委任者の押印（実印）が必要です。 |

＜必要部数は各一部＞

◆ 特定生産緑地に指定しない農地がある場合

特定生産緑地に指定しない農地がある場合には、特定生産緑地非指定申出書の提出が必要です。

特定生産緑地に指定する農地と指定しない農地の両方がある場合には、特定生産緑地指定申請兼農地等利害関係人同意確認書とあわせて提出してください。

| | 必要書類 | 備考 |
|---|--------------|--|
| 1 | 特定生産緑地非指定申出書 | <ul style="list-style-type: none">申請は所有者名で行ってください。認印でも可 |
| 2 | 委任状 | <ul style="list-style-type: none">代理人が申請する場合のみ添付委任者の押印（実印または認印）が必要です特定生産緑地指定申請兼農地等利害関係人同意確認書に添付している場合は不要 |

＜必要部数は各一部＞

生産緑地の追加指定申請を 検討されている方へ

生産緑地とは、市街化区域内において良好な生活環境機能と将来必要となる公園、道路等の公共施設用地として、すぐれた農地等を計画的に保全し、農業と調和した都市環境づくりを目指す都市計画上の制度です。

生産緑地の追加指定申請は、年間を通してまちづくり課で受け付けております。申請を希望される方は、事前にまちづくり課までご相談ください。



農地等とは・・・

現に農業の用に供されている農地若しくは、採草放牧地のことです。

また、これらに隣接、かつ一体となって農業の用に供されている農業用道路、農業用水路及び生産緑地法第8条において許可される施設の立地する土地も含まれます。

生産緑地法第8条において許可される施設とは

- ・ビニールハウス・温室・畜舎・集果施設等 (農産物の生産又は集荷の用に供する施設)
- ・サイロ・種苗貯蔵施設・農機具等の収納施設等 (農業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設)
- ・選果場、ライスセンター等 (農産物の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設)
- ・休憩所、あずまや、便所等 (農業に従事する者の休憩施設)
- ・ジャム等を製造又は加工する施設

(当該生産緑地地区及びその周辺の地域内において生産された農産物等(以下「地域内農産物等」という。)を主たる原材料として使用し、ジャム等を製造又は加工の用に供する施設)

・直売所

(地域内農産物等又はこれを主たる原材料として製造され、若しくは加工された物品の販売の用に供する施設)

・農家レストラン

(地域内農産物等を主たる材料とする料理の提供の用に供する施設)

・市民農園のための講習施設、管理施設

また、平成30年4月1日以降、以下のとおり生産緑地に関する基準等の見直しを行いました。

- ① 面積が一団で300m²以上の規模であれば指定が可能となりました。
- ② これまで、相続等により買取りの申出を行い、行為の制限が解除された農地等については指定できませんでしたが、主な条件として相当期間にわたって農業経営等の継続が期待できるものであれば指定が可能となりました。
- ③ これまで、現況が農地であっても、農地法による転用の届出が行われているものは指定できませんでしたが、以下の一定条件に当てはまるものは、生産緑地地区の指定が可能となりました。

主な条件:登記地目及び現況が農地であること、相当期間にわたって農業経営等の継続が期待できるものであること、農業委員会において現況農地であると認定を受けたものであること。

<問い合わせ> 清瀬市 都市整備部 まちづくり課※ ※令和3年4月から、組織改正に伴い

TEL 042-492-5111 (内線 363)

以下のとおり名称が変わります。

まちづくり課⇒都市計画課

「受賞あめでとうございます。」

新型コロナウイルス感染症に影響を受けている皆様に心よりお見舞い申し上げます。

今年度は、農業委員会活動においても新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から「清瀬市農業まつり」をはじめ17市で構成する北多摩地区農業委員会連合会の「優秀農業経営者表彰式」や「東京都農業委員会・農業者大会」並びに農業者大会で行われる「各顕彰事業表彰式」が中止となりました。農業者大会で例年提起される国及び東京都への要望事項なども書面による対応となる状況でした。

このような状況の中、清瀬市農業委員会では各顕彰事業の受賞者の皆様の栄誉を称えるため、感染防止に配慮しつつ、令和3年3月に表彰伝達式を執り行わせていただきました。

これからも清瀬市農業の発展のためご活躍を期待いたします。



内田農業振興会「紫綬功労章」受章

令和2年11月18日（水）大國魂神社（府中市）で開催された令和2年度東京都農業感謝祭の会場で内田農業振興会功労者表彰式が行われました。

下清戸にお住いの荒井勲さんが「功労者表彰紫綬功労章」を受章されました。おめでとうございます。



受賞者の皆様

令和2年度農業功労者

感謝状

岩田 利英 様

第60回企業の農業経営顕彰

《畜産部門》

東京都知事賞・農業会議会長賞

野島 正見 様

北多摩地区農業委員会連合会

優秀農業経営者表彰

松村 直夫 様



第40回農業後継者顕彰

東京都知事賞・農業会議会長賞

岩田 弦 様

東京都知事賞・農業会議会長賞

小寺 良治 様

小寺 麻里子 様

東京都農業会議会長賞

土屋 重俊 様

土屋 晴奈 様

東京都農業会議会長賞

松村 竹仁美 様

松村 美由紀 様

第24期農業委員会委員を紹介いたします。任期 令和2年7月20日～令和5年7月19日



※部会は任意の部会です。

令和2年度の農業委員会の主な活動など

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で農業まつりの開催が中止されましたが、感染防止に留意しながら毎月の農業委員会総会の開催やその他活動を行いました。

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 令和2年 6月 | 農地利用状況調査（コロナ禍により担当委員個別巡回による実施） |
| 令和2年 7月 | 第23期農業委員 任期満了（平成29年7月20日～令和2年7月19日） |
| 令和2年 7月 | 第24期農業委員 新規就任（令和2年7月20日～令和5年7月19日） |
| 令和2年 9月 | 北多摩地区（新任）農業委員研修会（場所：昭島市民会館） |
| 令和2年 9月 | 農地利用状況調査（清瀬市内全域） |
| 令和2年10月 | 農業委員会会長職務代理研究集会（場所：昭島市民会館） |
| 令和3年 3月 | 各顕彰事業表彰伝達式（場所：清瀬市健康センター） |

清瀬市農業委員会松村会長が北多摩地区農業委員会連合会会長に就任

北多摩地区17市の農業委員会で構成される北多摩地区農業委員会連合会の役員改選に伴う臨時総会が、令和2年8月5日に立川市で開催されました。議案第2号「会長及び副会長の互選」で、清瀬市の松村会長が推薦により承認されたため連合会の会長に就任されました。そして、連合会事務局を清瀬市農業委員会事務局が務めることとなりました。よろしくお願ひいたします。

農業委員会では、「毎日の農地パトロールで農地の保全と活用に取り組もう」をスローガンに農地利用状況調査を実施しています。毎年6月と9月には、まちづくり課職員等と合同で大規模な調査を実施しています。

これは農地利用状況調査は農地法第三十条の規定に基づく調査で重要な農業委員会活動の一つでもあり、管理不十分な農地があった場合に必要な指導を行います。都市農地は相続税納税猶予制度などの措置がとられており農業者のみなさんは、引き続き、農地の適切な管理と調査に対するご理解をお願いいたします。

また、歩道や道路に畠から「木や作物の枝や蒿が伸びている。」「強風で農業資材が飛び出している。」「大雨で土が流出している。」など事故に繋がりトラブルになる場合がございます。適正な管理と合わせて対策をお願いいたします。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律について

「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」とは

「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」は生産緑地を対象とした貸借をするための法律です。

農業者が貸借するための要件

農業者が借りるためには以下の①～③の要件をすべて満たし、事業計画を市町村に提出し農業委員会の承認を得る必要があります。

- ①都市農業の有する機能を発揮する計画である事。
- ②農地のすべてを効率的に利用すること。
- ③周辺の地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じないこと。

農地の利用状況報告について

事業認定を受けた者(借受人)は毎事業年度3か月以内に当該認定にかかる生産緑地の利用状況を区市町村に報告が必要になります。

生産緑地の貸借がしやすくなりました。

- ①貸借期間満了すると生産緑地は必ず所有者へ返還されます。
- ②貸借するための下限面積の要件はありません。

貸借中の相続について

- ・無償(使用貸借)で貸借を行った場合は、相続があった場合に返還できるような契約ができます。
- ・有償(賃貸借)で貸借の場合は相続があった場合に返還する契約ができません。

相続税納税猶予適用農地でも貸借が可能です。

【重要】相続税納税猶予制度を継続するためには税務署に届出が必要です。

この新法で納税猶予農地を貸借をした場合は相続税納税猶予制度が継続されます。

継続するためには下記のタイミングで届出が必要になります。

①貸借開始時

所有者自らが市区町村長の証明書を添付し、届出書を税務署に提出する必要があります。

②貸借終了時

貸借期間の満了時に税務署へ届出が必要。貸借期間を過ぎて貸借を続けていると無断貸借になり、期限の確定となります。

③3年ごとの報告

納税猶予農地を都市農地貸借法によって3年以上貸借した場合は3年毎に税務署へ届出が必要となります。

農地の貸主(所有者)も主たる従事者と認められます。

生産緑地の貸借中に農地の所有者(貸主)に相続が発生した場合、その所有者が借受人の年間従事者日数の1割以上の日数を従事していれば、「農業の主たる従事者」と認められます。

詳細は農業委員会にお問い合わせください。

農業委員会(産業振興課内) Tel 042-492-5111

ご注意！

トラクターの公道走行には標識（ナンバープレート）の登録と車両への取付及び免許区分（小型特殊・大型特殊）に応じた運転免許証が必要です！

主に農耕作業用に用いられる「小型特殊自動車」は自賠責保険に加入する必要がありませんが、万が一に備え任意保険への加入をお勧めします。

公道を走る際は、公道走行の条件を必ず満たしてください。
詳しくは、農林水産省・（一社）日本農業機械工業会のホームページをご覧ください。

※トラクターで公道を走行する時は、畑の土を道路に落とさないよう十分にタイヤや車体についた土を落としてから走行してください。

清瀬市
あ 00-00

小型特殊自動車の
標識交付申請は
清瀬市課税課です。

農薬は適切な使用・管理を

《農薬は周りに配慮し

正しく使用》

農薬使用に際しては、安全を十分に確保し、「飛散の少ない剤型や飛散低減ノズルを使用」「周りに影響が少ない天候や時間帯を選択」などの対策を行い飛散防止と近接の農地、住民に配慮して使用していただき、事前周知等にも努めてください。

また、使用後の容器は残液・残臭の管理を適切に行ってください。容器等の廃棄も適切に行ってください。

野焼きについて

ゴミの焼却は原則禁止になっております。農業を営むためのやむを得ない廃棄物（病害虫の発生した枝葉等）の焼却は例外として認められておりまが、やむを得ず野焼きした場合でも、苦情やトラブルの原因になる場合がありますので、野焼きを行う際には次の点を注意して下さい。

- ①よく乾燥させること。
- ②風のない日に少しづつ焼却すること。
- ③周囲に迷惑がかからないよう意識すること。

栄養成分表示は必須です！

令和2年4月1日以降に製造（又は加工・輸入）する、あらかじめ容器包装に入れられた、消費者に販売される「加工食品・添加物」には栄養成分表示の表示義務があります。表示内容にもれなどの無いようご注意ください。

・多摩小平保健所 042-450-3111

令和3年度の主な農業予算（農業費）の概要 （令和3年3月市議会定例会で審議）

農業委員会活動事業

農業委員会の所轄事務等を遂行するために必要な経費 11,209 千円

農業振興対策事業（補助金）

- ・都市農業経営力強化事業（都市農業活性化支援事業後継版）
パイプハウス等の施設整備費の一部を補助 60,000 千円
- ・出荷改善事業
市内産PR用出荷容器（ダソボール箱等）の購入費の一部を補助 1,200 千円
- ・地域農業者支援事業
パイプハウスの張替や農機具、農業資材の購入費の一部を補助 3,500 千円

参加者募集や加入のご案内などのお知らせです

農業簿記講座参加者募集

【お問合せ】農業委員会事務局(産業振興課)
TEL042-497-2052

農業委員会では、東京都農業会議の職員を講師に招き市役所等にて、市内の農業者を対象に毎月1回の農業簿記講座を開催しています。

講習内容は、初步的な記帳方法などです。受講料は無料で随時受付を行っていますので「参加を希望される方」もしくは「講座に興味がある方」は農業委員会までお問合せ下さい。

全国農業新聞を購読してみませんか

【お問合せ】農業委員会事務局(産業振興課)
TEL042-497-2052

全国農業新聞は、農業委員会系統組織の情報機関紙として、全国農業会議所が、毎週金曜日に発行する週刊紙です。農業者に役立つ情報が満載ですので是非一度購読してみませんか。一ヶ月の購読料は700円です。申し込みについては、農業委員会までお問い合わせ下さい。

農業共済(NOSAI)加入のご案内

【お問合せ】NOSAI東京
TEL042-381-7111

万が一の災害に備え、園芸施設共済、建物共済、農機具共済、果樹共済など新たに全ての農産物を対象に収入減少を補填する「収入保険制度」などへの加入をご検討ください。

詳細は、NOSAI東京(東京都農業共済組合)にお問い合わせください。

農業者年金基金のご案内

【お問合せ】農業者年金基金専門相談員
TEL03-3502-3199

農業者年金は、少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型年金です。

- 加入できる方は、年間60日以上農業従事する60歳未満の方で国民年金第一号被保険者。
- 保険料の金額は、月額2万円～6万7千円の間で、千円単位で保険料の額を選択できます。
- 終身年金で80歳までの保証付きです。
- 税制面での優遇措置 支払う保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。

【加入のお申し込みは】清瀬市農業委員会又はJA東京みらい清瀬支店

GAPを経営に取り入れよう

【お問合せ】東京都中央農業改良普及センター
TEL042-465-9882

GAPとは「農業生産工程管理」のことであり、日々の農作業の中に潜んでいるリスクを明らかにし、より良い農業を目指す改善活動です。農業経営のリスクの軽減や農場の管理の効率化等のメリットがあります。まずは認証までは考えていないという方も、GAPの考え方を経営に取り入れる「GAPをする」をしてみてはいかがでしょうか。

また、東京都ではGAPの支援事業を行っております。ご不明な点がございましたら、東京都中央農業改良普及センターにお問い合わせください。



←GAPの取組により、未然に事故を防ぐための注意書きや作業効率向上や安全にもつながる整理整頓された農機具など

農業委員会活動計画(案)等に対する皆さんのご意見をお聞かせ下さい

・公表期間 4月2日～4月30日

・場所

清瀬市農業委員会事務局窓口(産業振興課)、清瀬市ホームページトップページ→仕事・産業→仕事・産業トップページ→農業→農業委員会→農業委員会→清瀬市農業委員会の活動点検(案)等の公表について

・記入事項

住所、氏名、「活動点検・評価案」「活動計画案」のいずれかに対する意見を明記(任意様式)。
必要事項の明記がない場合は、受付できません。

・提出方法 ①農業委員会事務局へ持参 ②郵送 ③FAX(042-492-2415)
※電話での受け付けは、行っておりませんのでご了承下さい。

・提出期限 4月2日～4月30日